



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

勅令

朕内務部内臨時職員設置制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和四年五月二日

勅令第四百四號

内務部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

内閣總理大臣 男爵 田中 義一
内務大臣 望月 圭介

法令

第二條第一號中「技師 專任八十八人」ヲ「技師 專任百十二人」ニ、「屬 專任八十八人」ヲ「屬 專任百十四人」ニ、「技師 專任二百六十八人」ヲ「技師 專任三百四十九人」ニ、同條第二號中「内務事務官 專任一人」ヲ「内務事務官 專任二人、土木事務官 專任一人 奏任」ニ、「技師 專任九人」ヲ「技師 專任十四人」ニ、「屬 專任七人」ヲ「屬 專任十人」ニ、「技師 專任九人」ヲ「技師 專任十四人」ニ、同條第三號中「技師 專任三十八人」ヲ「技師 專任五十一人」ニ、「屬 專任三十八人」ヲ「屬 專任五十八人」ニ、「技師 專任百六人」ヲ「技師 專任百四十九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

大正九年九月十日公布勅令第三百六十九號内務部内臨時職員設置制抄錄

第二條第一項

内務省ニ左ノ職員ヲ置キ土木局、土木出張所又ハ土木試験所ニ

屬セシム

一 治水事業ニ關スル事務ニ從來スル者

(左記略ス)

二 道路改良及道路試験ニ關スル事務ニ從事スル者

(左記略ス)

三 港灣改良ニ關スル事務ニ従事スル者

(左記略ス)

質 疑 應 答

問 主として軍事の目的を有する國道の新設改築に關する工事の執行に就ては道路工事執行令に依るものなるや又は會計法に依り執行するものなるや (千葉縣白水生)

答 主として軍事の目的を有する國道の新設改築に要する費用は、道路法第三十三條の規定に依つて國庫が負擔するのであるから、國費支辨の道路であるが、國庫が此規定に依つて道路費を負擔するのは、恰も公共團體が道路費用を負擔するのと、少しも異なる所はない、従つて公共團體が費用を負擔する場合に於て、道路工事の執行を其の公共團體の工事執行規程に依らないで道路工事執行令の規定に依ると同様に質問の場合も亦同一である、會計法や其の附屬の規定に依つて工事を執行するのは、國庫が起業主體たる場合に適用するので、唯だ國庫が費用を負擔する場合の工事の執行に適用すべきでない。(田中幹事)

問 道路法施行の際慣行に依り國道又は府縣道を軒檐突

出の爲に占用する者ありしも道路管理者が道路法第六十七條但書の告示を爲さずして今日に及び道路管理者が一定の期間を指定して其の期間後は道路占用の許可又は承認の效力を失ふべきことを告示し得べきや (K生)

答 可能である。けれども當初管理者が道路法第六十七條但書の手續を執らなかつた場合には、占用者は同條本文に依り道路占用の許可又は承認を受けたものと看做され、其效力は今日迄持續されて居るのであるから、今更第六十七條但書の規定に依ること出來ない。其の處分の形式は縣令告示其他必ずしも一樣ではなからうが、要するに許可又は承認の期限付取消處分であるから、本問の場合には道路法第五十一條の規定に據らねばならぬ、即ち同條第一項各號に該當する範圍内に於てのみ可能なのである。唯第五十一條第一項の處分は第五十二條第十號の規定に依り監督官廳の認可事項となつて居り、其の内第一項第一號乃至第四號に該當する場合には大正九年內務省令第六號第一條第十九號の規定に依り特に監督官廳の認可を要しないことになつて居るが、第五號の規定に依り處分を爲すときは必ず監督官廳の認可を要し、而も此の場合に對しては第二項の損害補償の規定の存することを注意せねばならぬ。(小坂登)